

令和元年度 第1回 庄内町総合教育会議次第

日時／令和元年9月30日（月）午前9時

場所／立川総合支所3階 第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）教育行政にかかる課題について

（2）その他

4 閉 会

令和元年度 第1回 庄内町総合教育会議

●構成員

職 名	氏 名
庄内町長	原 田 眞 樹
庄内町教育長	菅 原 正 志
庄内町教育委員会委員	今 野 悦 次
庄内町教育委員会委員	梅 木 均
庄内町教育委員会委員	太 田 ひろみ
庄内町教育委員会委員	齊 藤 雅 子

●出席を要した職員

職 名	氏 名
総務課長	海 藤 誠

●事務局

職 名	氏 名
教育課長	佐 藤 美 枝
社会教育課長	上 野 英 一
教育課長補佐兼教育総務係長	佐 藤 貢
教育課主査兼学校教育係長	清 野 美 保
教育課指導主事	高 橋 一 枝
教育課指導主事	富 山 裕 二
社会教育課文化スポーツ推進係長	池 田 省 三

（１）教育行政にかかる課題について（教育委員・事務局提案）

主な課題	内 容
特別支援教育について	特別支援学級の保護者から、特別支援を専門に担当し相談に随時対応できる先生の配置を希望する声が多数あります。スクールカウンセラー等の相談先は現在もありますが、障害に対する専門的知識で、障害児・者への最新の情報を持ち、適確な対応のできる先生が、町内の学校にいて、他校の相談にも対応していただける環境整備ができないか。
スクールバス並びに町営バスの有効活用について	現在の契約を大きく変えることなく、限られた予算のなかで、スクールバスを有効活用することを検討されたい。 （活用例①）立小金管バンド経験者の立中生が希望すれば、余中吹奏学部との合同練習に参加できる機会 （活用例②）地域おこし協力隊（飯田）の指導を受ける機会 （活用例③）中学校運動部が人数不足でチームが成立しない場合の庄内町合同チームの編成を可能とする機会 等 また、今夏、立中生徒の部活動等のために町営バスに無料で乗せていただいた件を例として、町営バスについても、中学校生徒が活用できる制度を確立していけないか。 （活用例①）夢サポート塾参加 （活用例②）休業日の部活動練習 等
教育施設の使用料の見直しについて	現在、総務課を中心に「公共施設の今後を考える」ということで使用料・手数料の見直しが検討されている。その多くの施設が教育施設、特に社会教育施設の使用料であることから、今後の教育施設の使用料の考え方について、教育委員会としても情報を共有してゆきたい。

教育行政にかかる課題について（その他教育委員提案事項）

主な課題	内 容
響ホール等の町の資源を活用して子どもたちへの体験の機会の提供について	近くに大きな美術館、博物館、動物園等がなく、いろいろなものを体験（例えば、恐竜の骨格模型をみたり、宇宙に関する展示を見たり、本物のオーケストラを聴いたりすることなど）する機会が少ないので、町の資源を活用して子どもたちに未知の世界を知ることができるような本物の体験をさせてあげる企画を1年1回でも継続的に行えないか。
施設環境の有効活用について	立谷沢タチラボ内の定住促進住宅や清川の舟番所の活用がまだまだ不十分。六渕ダムの見事な景観等、映画テレビのロケーションにもなるすばらしさ。活用してもらうことで、町民の意識もさらに高まるのでは。
子ども・子育て会議より	もっと子育てしやすい町となるために重要なこと ①医療機関の充実 ②遊びの場の充実、公民館ホールの開放など、雨天時でも遊べる場所 ③仕事と子育てが両立できる職場環境（企業に時間差出勤や子どもの急病時の時間休等の取得しやすいよう働きかける。）
清河八郎記念館の将来について	清河八郎記念館の運営が厳しい状況です。今後は、これまで以上に町の支援が必要と考えます。

庄内町児童発達支援センターの開設について(案)

H30 年度検討資料

1. 目 的

児童発達支援センターは、主に未就学の障がいのある子ども、またはその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を解決できるよう本人支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族支援を行うため、専門的な知識・技術に基づく支援を行い、地域における中核的な療育支援機関として支援体制を構築する。

2. 法的な位置づけ

障害者総合支援法に基づく「第5期障害福祉計画に係る国の基本指針」の見直しにおいて、障がい児支援の提供体制の整備等により、障がい児の重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32年度末までに児童発達支援センター（児童福祉法第43条に規定）を各市町村に少なくとも1カ所設置することとされた。

また、児童福祉法の一部改正により、「第1期障がい児福祉計画」を市町村において策定することとされた。

3. 設置主体及び運営主体

設置主体は庄内町、運営主体は町直営とする。

4. 開設場所

町内の直営または民営保育園に併設（今後具体的に検討）

5. 開設日時

平成33年4月1日開設

月～金（土日祝日年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

6. 業務内容

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援

上記の児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を実施し、児童発達センターとして、専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域支援体制を構築し地域の中核的な療育支援施設としての業務を担うこととする。

児童発達支援においては、早期発見・早期療育につながるよう「気づきの段階」からの支援を行い、現在、健康推進係が実施している「つくしんぼ教室」や保育園や幼稚園入園前からの支援として日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うことにより、できるだけ幼稚園入園や小学校入学にあたっては学区の幼稚園や

小学校に入園・入学が可能となるよう支援する。

保育所等訪問支援においては、保育園・幼稚園へ移行した児童や当初から加配等の対応により在園している児童に対して、その施設への定期的な訪問により当該児童への個別支援や集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

また、小学校入学により学童保育等を利用している場合においても、同様に対応していくこととする。

障害児相談支援においては、上記の障がい児通所支援を利用できるよう支援するとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関との連携を図る軸となり、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築できるよう役割を担うものとする。その支援は、障害児本人やその家族に対して継続的に行われるものであり、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう配慮するものとする。

また、医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児においても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、関係機関の連携を図るための協議の場を設けること等により、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築できるようコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置についても促進していく必要がある。

7. 設置基準について

上記の事業を実施するにあたり、サービス提供の種類ごとに山形県知事の指定を受ける必要がある。指定にあたっては、人員基準及び設備・運営基準が定められており、その基準を満たす必要がある。（県条例及び規則に基づく）

人員基準においては、児童発達支援管理責任者及び相談支援従事者については研修を受講することが必須となる。

8. 今後のスケジュール

【平成 30 年度】

- ①整備構想年次計画の策定
- ②各事業に必要な人員の資格に係る研修受講の実施
- ③保育所等訪問支援事業及び相談支援事業の指定申請
- ④児童発達支援センター設置に係る例規等の準備

【平成 31 年度】

- ①施設整備（設計及び建設準備）
- ②保育所等訪問支援事業及び相談支援事業の開始

【平成 32 年度】

- ①施設整備
- ②職員研修（児童指導員としてはなまし学園へ派遣【保育士または保健師】）
- ③児童発達支援事業の指定申請

【平成 33 年度】

4 月 児童発達支援センター 開設

平成31年度夏期スクールバス運行コース

【余目第二小学校】

A 町バス2号車(小型・座席21席＋補助席6)

【登校時】

停車順序	-	①	②	③	④	⑤
行政区	小学校	近江新田	田谷	大野	生三	小学校
乗降場所	-	公民館	公民館	ポ ン プ 小 屋	バス停	-
発車時刻		7:41	7:45	7:50	7:56	8:05
乗車人数		3	5	3	1	降車12人

【一斉下校時】

停車順序		①	②	③	④
行政区	小学校	近江新田	田谷	大野	生三
乗降場所	-	公民館	公民館	ポ ン プ 小 屋	バス停
発車時刻	15:00	→	→	→	→
降車人数	乗車12人	3	5	3	1

【通常下校時】

停車順序	-	①	②	③	④
行政区	小学校	近江新田	田谷	大野	生三
乗降場所	-	公民館	公民館	ポ ン プ 小 屋	バス停
発車時刻①	15:10	→	→	→	→
発車時刻②	16:05	→	→	→	→

【余目第四小学校】

A 町バス4号車(中型・座席37席+補助席8席)

【登校時】

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
行政区	小学校	吉方上	吉方下	橋の脇	西袋	本小野方	新田目	京島	返吉	大真木	福島	小学校
乗降場所	-	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停 かい 向	バス停	バス停	バス停	-
発車時刻	-	7:35	7:37	7:40	7:42	7:47	7:49	7:52	7:54	7:57	7:58	8:05
乗車人数	-	3	6	3	7	2	1	8	2	6	1	降車39人

【一齊下校時】

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	-
行政区	小学校	大真木	福島	返吉	京島	新田目	本小野方	吉方上	吉方下	橋の脇	西袋	小学校
乗降場所	-	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	-
発車時刻	15:10	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	-
降車人数	乗車39人	6	1	2	8	1	2	3	6	3	7	-

【通常下校時】

[illegible]

【立川小学校】

【登校時】

A 瀬場方面：立川1号車(37席+補助8席) ※小・中・一般混乗

停車順序	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
行政区	瀬場	大 中 島	新 田	工 藤 沢	科 沢	木 ノ 沢	松 野 木	片 倉	清 川 駅 前
乗降場所	佐藤建設 車庫前	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	-
発車時刻	7:15	7:18	7:20	7:23	7:26	7:29	7:34	7:40	7:44
乗車 人数	小学生	-	0	1	2	2	1	4	3
	中学生	-	1	0	0	0	0	3	1
	合計	-	1	1	2	2	1	7	4
									降車13人
									降車 5人
									降車18人

※ 清川駅前にてトイレ休憩あり

B 中村・清川方面：立川2号車(37席)

停車順序	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
行政区	中 村	興 屋	中 島	生 繰 沢	清 川	清 川	セ ン タ ー 体 操
乗降場所	バス停	バス停	バス停	バス停	公民館	駅前	-
発車時刻	7:25	7:29	7:31	7:33	7:37	7:41	7:50
乗車人数	-	2	2	3	9	4	降車20人

※ 清川駅前にてトイレ休憩あり

C 千本杉方面：立川2号車(37席)

停車順序	①	②
行政区	千 本 杉	セ ン タ ー 体 操
乗降場所	集会所前	-
発車時刻	7:58	8:05
乗車人数	3	降車3人

D 添津・三ヶ沢方面：立川4号車(37席+補助7席)

停車順序	①	②	③	④	⑤
行政区	山 崎	添 津	野 崎	三 ヶ 沢	セ ン タ ー 体 操
乗降場所	バス停	バス停	バス停	バス停	-
発車時刻	7:52	7:54	7:56	7:58	8:05
乗車人数	2	14	1	13	降車30人

E 出川原方面：タクシー運行

停車順序	①	②	③
行政区	下 出 川 原	上 出 川 原	セ ン タ ー 体 操
乗降場所	佐藤3 住宅4 前5	警鐘台 前	-
発車時刻	7:45	7:50	8:00
乗車人数	1	1	降車2人

【立川小学校】

【下校時】

A 瀬場方面：① ② 立川3号車(13席)

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥
行政区	セ ン タ ー 体 操	片 倉	松 野 木	木 ノ 沢	科 沢	工 藤 沢	新 田
乗降場所	-	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停
発車時刻①	14:05	→	→	→	→	→	→
発車時刻②	15:05	→	→	→	→	→	→

B 中村・清川方面：① ② 立川2号車(37席)

停車順序	-	①	②	③	④	⑤
行政区	セ ン タ ー 体 操	清 川	清 川	生 繰 沢	中 島	興 屋
乗降場所	-	駅 前	公 民 館	バス 停	バス 停	バス 停
発車時刻①	14:05	→	→	→	→	→
発車時刻②	15:05	→	→	→	→	→

C 千本杉・添津・三ヶ沢方面：① ② 立川1号車(37席+補助8席)

停車順序	-	①	②	③	④	⑤
行政区	セ ン タ ー 体 操	千 本 杉	山 崎	添 津	野 崎	三 ヶ 沢
乗降場所	-	集 会 所 前	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停
発車時刻①	14:05	→	→	→	→	→
発車時刻②	15:05	→	→	→	→	→

D 出川原方面：タクシー運行

停車順序	-	①	②
行政区	セ ン タ ー 体 操	下 出 川 原	上 出 川 原
乗降場所	-	佐 藤 宅 前 R 3 4 5	警 鐘 台 前
発車時刻	14:05 または 15:05	→	→

【余目中学校:第四学区】

A 大和方面 余目5号車(中型・座席37席)

【登校時】

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
行政区	中学校	古関	沢新田	連枝	小出新田	中学校	赤渕新田	南野	堤廻館・新田	中学校
乗降場所	-	バス停	バス停	公民館前	作業場前	正門	バス停	バス停	バス停 国道	正門
発車時刻	-	7:20	7:22	7:24	7:26	7:36	7:46	7:48	7:50	8:00
乗車人数	-	13	2	6	6	降車27人	1	7	12	降車20人

※ 古関コース、赤渕新田コースは隔年交代(12月切替)

【一斉下校時(廻館を除く)(月曜日)】

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	-
行政区	中学校	南野	古関	沢新田	連枝	赤渕新田	小出新田	中学校
乗降場所	正門	バス停	バス停	バス停	公民館前	バス停	作業場前	-
発車時刻	15:20	→	→	→	→	→	→	-
降車人数	乗車35人	7	13	2	6	1	6	-

B 十六合方面 余目6号車(大型・座席53席)

【登校時】

停車順序	-	①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
行政区	中学校	南興屋	南野新田	中野	主殿新田	前田野目	福島	大真木	返吉	京島	新田目	本小野方	上吉方	下吉方	西袋	橋の脇	中学校
乗降場所	-	バス停	秋庭建設 資材置場			郵便局前	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	十字路 付近	バス停	十字路 付近	Y字路 付近	正門
発車時刻	-	7:28	7:30			7:31	7:34	7:36	7:40	7:43	7:45	7:46	7:50	7:52	7:54	7:55	8:06
乗車人数	-	1	6			5	4	2	3	2	0	2	4	4	2	2	降車37人

【一斉下校時(廻館を含む)(月曜日)】

停車順序	-	①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	-	
行政区	中学校	堤廻館・ 新田	南興屋	南野新田	中野	主殿新田	前田野目	福島	大真木	返吉	京島	新田目	本小野方	上吉方	下吉方	西袋	橋の脇	中学校
乗降場所	正門	バス停 国道	バス停	秋庭建設 資材置場		郵便局前	バス停	バス停	バス停	旧バス停	バス停	バス停	十字路 付近	バス停	十字路 付近	Y字路 付近	-	
発車時刻	15:20	→	→	→		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	-	
降車人数	乗車49人	12	1	6		5	4	2	3	2	0	2	4	4	2	2	-	

【余目中学校:第四学区】

【通常下校時 ◆月・木曜日 ①15:20全コース ②16:40全コース ③17:50方面別(廻館は6号車)】
 【通常下校時 ◆火・水・金曜日 ①16:20全コース ②17:50方面別(廻館は6号車)】

《大和方面(廻館を除く) 余目5号車》

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	-
行政区	中学校	南野	古閑	沢新田	連枝	赤渕新田	小出新田	中学校
乗降場所	正門	バス停	バス停	バス停	公民館前	バス停	作業場前	-
発車時刻①	15:20	→	→	→	→	→	→	-
発車時刻②	17:30	→	→	→	→	→	→	-

《十六合方面(廻館を含む) 余目6号車》

停車順序	-	①	②	③			④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	-
行政区	中学校	堤廻館・ 新田	南興屋	南野 新田	中野	主殿 新田	前田 野目	福島	大真木	返吉	京島	新田 目	本小 野方	吉方	下吉方	西袋	橋の 脇	中学校
乗降場所	正門	バス 停 国道	バス 停	秋庭建設 資材置場			郵便局 前	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停	バス 停	十字 路 付近	バス 停	十字 路 付近	Y字 路 付近	-
発車時刻①	15:20	→	→	→			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	-
発車時刻②	17:30	→	→	→			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	-

《全コース 余目5号車、余目6号車を日替わりで運行》

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
行政区	中学校	堤廻館・ 新田	南興屋	下吉方	西袋	橋の脇	上吉方	本小野方	新田目	京島	返吉	大真木	福島	前田野目	南野新田	中野	主殿新田
乗降場所	正門	バス停 国道	バス停	バス停	バス停 (バス停 付近)	十字路 付近	十字路 付近	バス停	バス停	旧バス停	バス停	バス停	バス停	郵便局前		資材置場	秋庭建設
発車時刻①	16:20	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		→	



⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	-
南野	古閑	沢新田	連枝	赤渕新田	小出新田	中学校
バス停	バス停	バス停	公民館前	バス停	作業場前	-
→	→	→	→	→	→	-

※ 生徒の乗車状況によってコースを適宜判断。
 ※ 全コース時のみ、橋の脇・西袋バス停、京島・旧バス停で降車。
 ※ 余目5号車で運行する場合、大和方面⇒十六合方面のコースとする。

【立川中学校】

【登校時】

A 瀬場方面：立川1号車(37席+補助8席) ※小・中・一般混乗

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
行政区	瀬場	大中島	新田	工藤沢	科沢	木ノ沢	松野木	片倉	清川駅前	センター 体操場
乗降場所	佐藤建設 車庫前	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	-	-
発車時刻	7:15	7:18	7:20	7:23	7:26	7:29	7:34	7:39	7:44	7:55
乗車人数	小学生	-	0	1	2	2	1	4	3	-
	中学生	-	1	0	0	0	0	3	1	-
	合計	-	1	1	2	2	1	7	4	-
										降車13人 降車 5人 降車18人

※ 清川駅前にてトイレ休憩あり

B 中村・清川方面：立川4号車(37席+補助7席) ※中・一般混乗

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥
行政区	木ノ沢	中村	中島	生線沢	清川	清川	中学校
乗降場所	バス停	バス停	バス停	バス停	公民館	駅前	-
発車時刻	7:20	7:22	7:28	7:32	7:35	7:38	7:48
乗車人数	-	2	2	3	5	3	降車15人

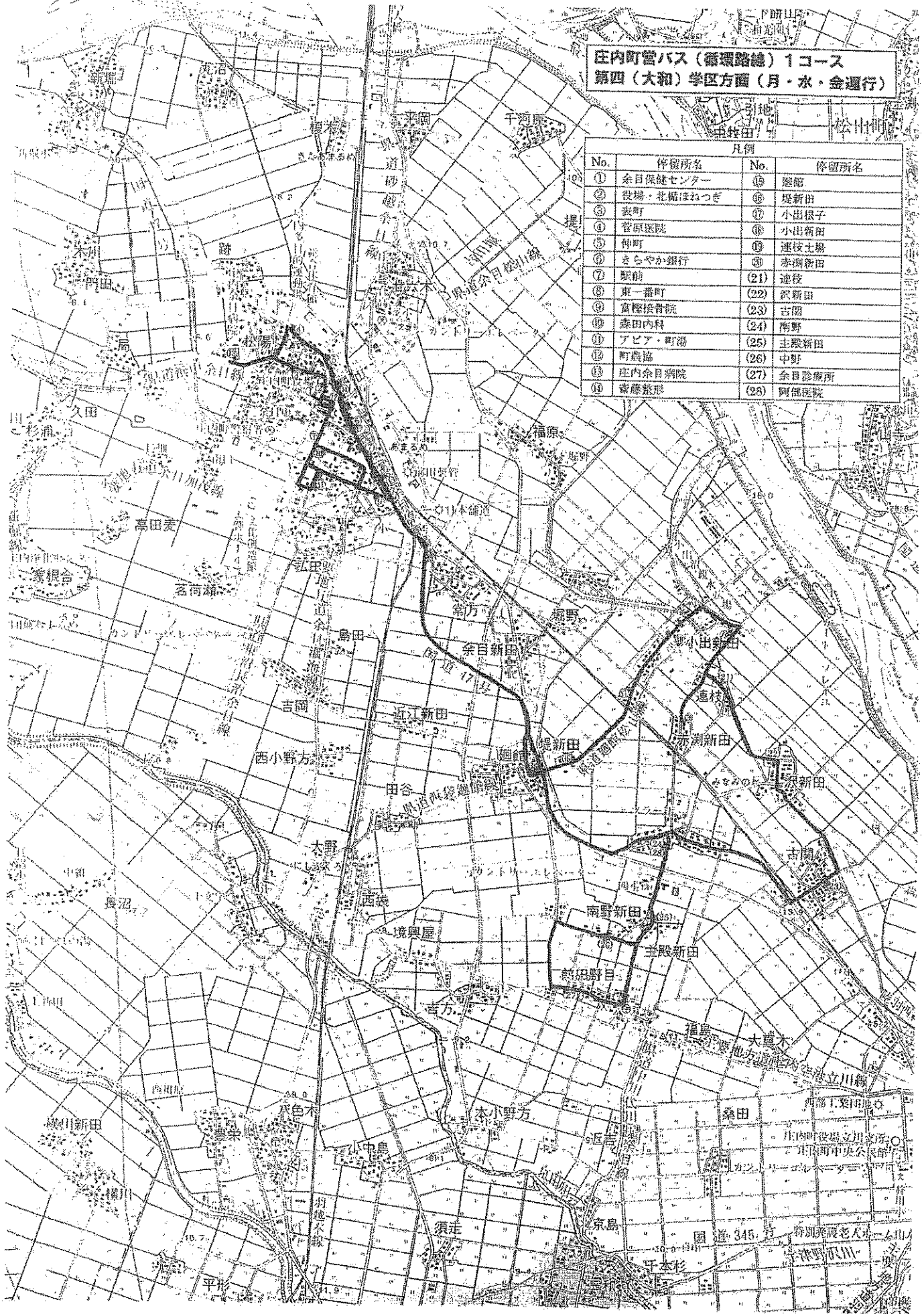
【下校時】

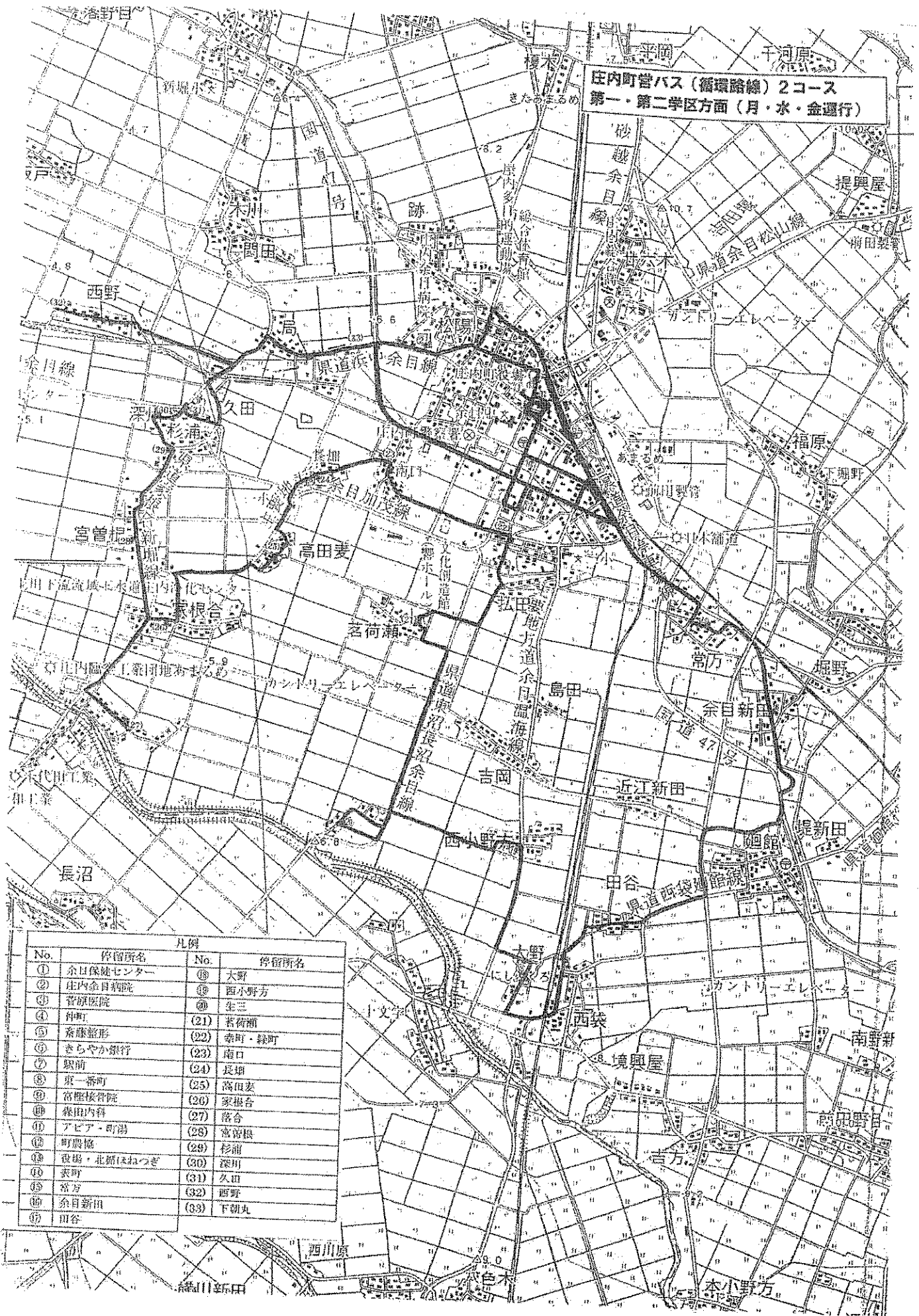
全方面(瀬場方面、中村・清川方面)：①②立川4号車(37席+補助7席)

停車順序	-	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	-
行政区	中学校	清川	清川	片倉	生線沢	中島	松野木	中村	大中島	瀬場
乗降場所	-	駅前	公民館	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	バス停	佐藤建設 車庫前
発車時刻①	16:20	→	→	→	→	→	→	→	→	-
発車時刻②	18:00	→	→	→	→	→	→	→	→	-

※ 全便、瀬場方面、中村・清川方面を1台で混乗運行

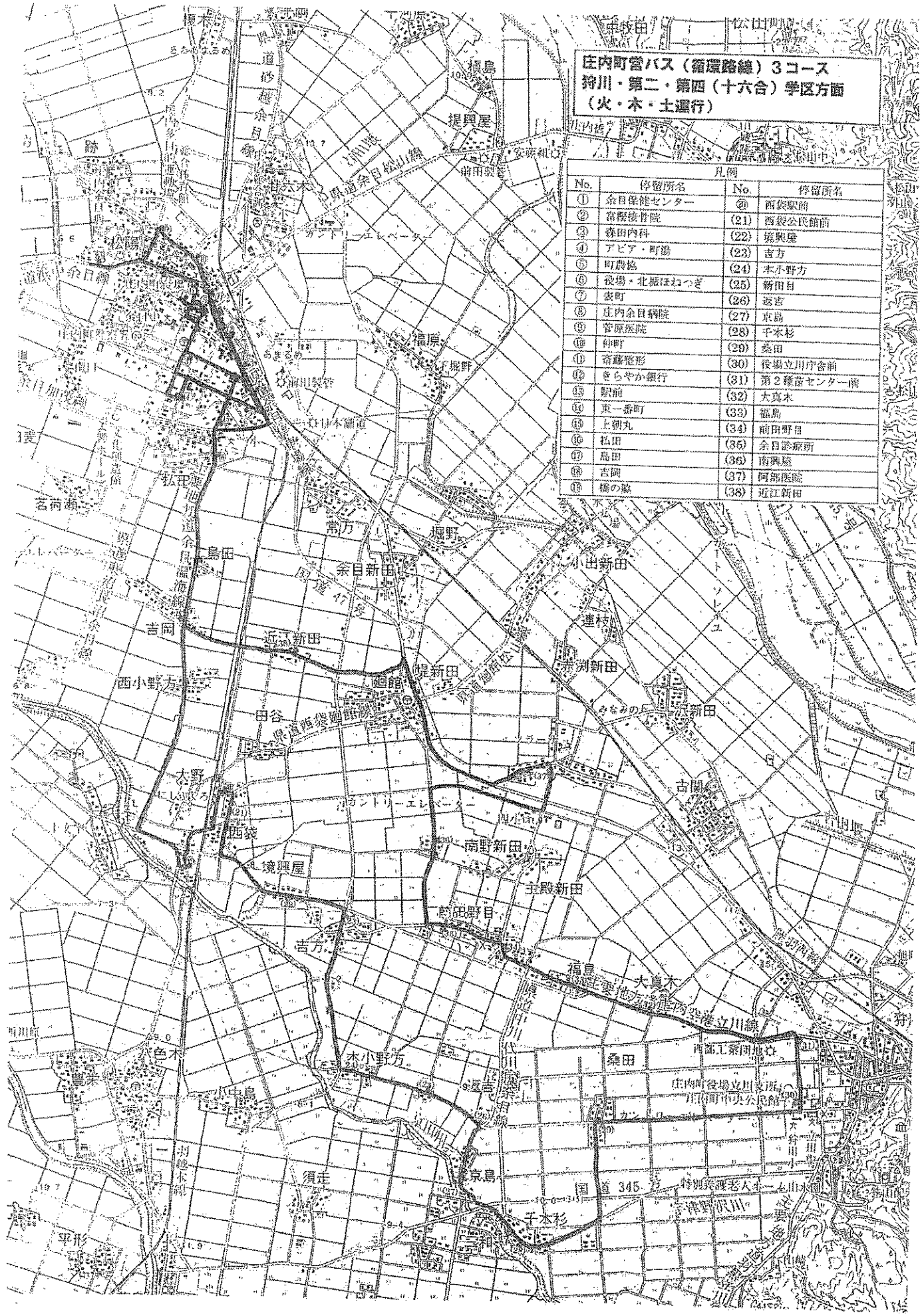
凡例			
No.	停留所名	No.	停留所名
①	余目保健センター	⑮	廻籠
②	役場・花橘ほねつき	⑯	堤新田
③	表町	⑰	小出根子
④	菅原医院	⑱	小出新田
⑤	仲町	⑲	連枝土湯
⑥	きらやか銀行	㉑	赤瀬新田
⑦	駅前	(21)	連枝
⑧	東一番町	(22)	沢新田
⑨	富樫接骨院	(23)	古岡
⑩	森田内科	(24)	南野
⑪	アピア・町湯	(25)	主税新田
⑫	町農協	(26)	中野
⑬	庄内余目病院	(27)	余目診療所
⑭	斎藤整形外科	(28)	阿部医院



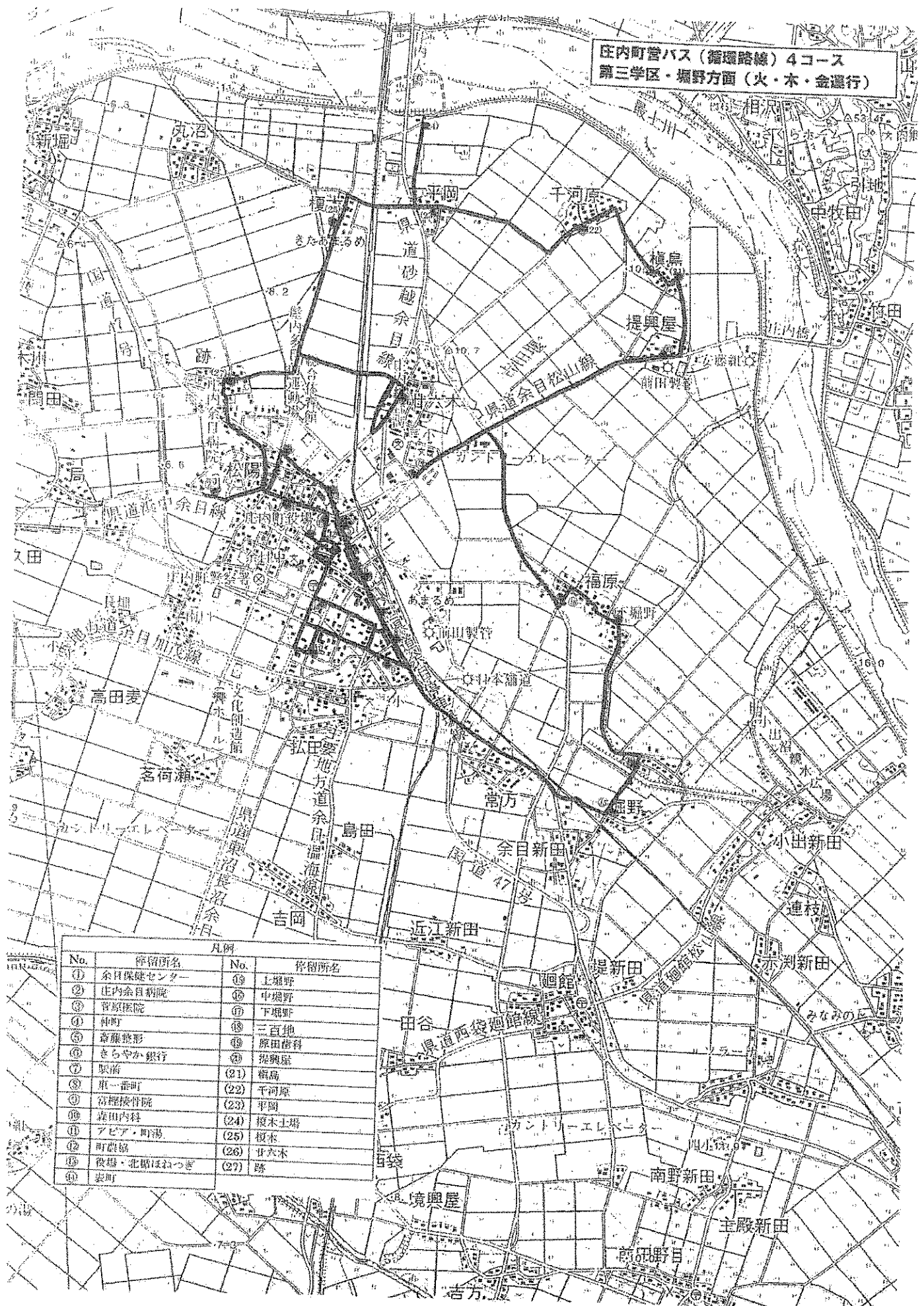


庄内町営バス（循環路線）3コース
狩川・第二・第四（十六合）学区方面
（火・木・土運行）

凡例			
No.	停留所名	No.	停留所名
①	余目保健センター	②①	西袋駅前
②	富樫後背院	(21)	西袋公民館前
③	森田内科	(22)	旗舞屋
④	アピタ・町湯	(23)	吉方
⑤	町農協	(24)	本小野方
⑥	役場・北飯ほねつぎ	(25)	新田目
⑦	茨町	(26)	返吉
⑧	庄内余目病院	(27)	京島
⑨	菅原医院	(28)	千本杉
⑩	仲町	(29)	桑田
⑪	斎藤整形外科	(30)	後場立川庁舎前
⑫	きらやか銀行	(31)	第2種苗センター前
⑬	駅前	(32)	大真木
⑭	東一番町	(33)	福島
⑮	上柳丸	(34)	前田野目
⑯	松田	(35)	余目診療所
⑰	島田	(36)	南興屋
⑱	古岡	(37)	阿部医院
⑲	橋の脇	(38)	近江新田



庄内町営バス（循環路線）4コース
第三学区・堀野方面（火・木・金運行）



凡例			
No.	停留所名	No.	停留所名
①	余目保健センター	⑮	上堀野
②	庄内余目病院	⑯	中堀野
③	菅原医院	⑰	下堀野
④	仲町	⑱	三宮地
⑤	斎藤整形	⑲	原田歯科
⑥	きらやか銀行	⑳	提興屋
⑦	駅前	(21)	堀島
⑧	東一番町	(22)	千河原
⑨	斎藤接骨院	(23)	平岡
⑩	森田内科	(24)	榎木土場
⑪	アビエ・町湯	(25)	榎木
⑫	町農協	(26)	廿六木
⑬	後場・北脇ほっぎ	(27)	跡
⑭	安町		

使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）について

1 基本方針で決定したこと

- (1) 見直し対象とする使用料・手数料
- (2) 各使用料・手数料の根拠
 - ①減価償却費を含むフルコストによる原価計算
 - ②受益者負担割合
 - ③施設稼働率（コマ単位）
- (3) 見直しの適用除外
- (4) 統一的な減免の基準
- (5) 町内外使用者の区分と使用料、町内企業の取り扱い
- (6) 激変緩和措置による改定上限倍率の設定

2 方針の他に行政改革推進本部会議で決定したこと

- (1) 見直しを行い、想定使用料等への改定を行わない施設
- (2) 商業的施設の定義
- (3) 照明代や設備使用料等の減免
- (4) 庄内町芸術文化協会加盟団体と庄内町体育協会加盟団体との減免率の統一
- (5) 料金前納の徹底

3 方針に基づき使用料を改定する予定日

令和2年4月1日使用分から